

## 会議録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第3回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年9月17日(金) 18時30分~20時30分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)基本計画体系の見直しについて 1) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(参加・協働分野) 2) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(平和・人権分野) 3) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(みどり分野) 4) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(環境分野) 5) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(街づくり分野) 6) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(交通分野) 7) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(防災・治安分野) (2)その他
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・蟹江憲史(東京工業大学准教授)・後藤和子(埼玉大学教授)・長野基(跡見学園女子大学講師)・宮崎牧子(大正大学教授)・高橋佳代子(区議会議員)・堀宏道(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・春田稔(町会連合会支部長)・前田和加奈(中学校PTA連合会会長)・柳田好史(としまNPO推進協議会代表理事)・大沼映雄(としま未来文化財団事務局長)・水島正彦(副区長)・三田一則(教育長) 欠席者3名
	区側 出席者	総務部長・施設管理部長・区民部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部長・保健福祉部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育総務部長・会計管理室長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

## 審議経過

### 1. 開会

**事務局：** ただいまの出席委員は14名です。お見えになっていない委員もいらっしゃるようですが、定刻となりましたので、ただいまから第3回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。なお、本日は岡本委員、澤野委員、大谷委員から欠席の連絡を受けております。また、本日の傍聴者数はいらっしゃいません。それでは、原田会長よろしくお願いたします。

**原田会長：** 傍聴の方がおこしになりませんが、緊張感をかかえるためにも大学や各種機関にお勤めの方々におかれましては、是非、呼びかけてくださると幸いに存じます。私も以前、豊島区で行政評価の委員会に参加させて頂いた時は自分のゼミ生を後ろに並べて、少なくとも私だけは緊張感をもって臨もうとしたことがございます。是非、次回は立教の学生にも話題を提供して誘ってみたいと考えています。それでは早速欠席の確認でございますけれども、ご出席の予定でございます蟹江委員は後程お越しになると伺っておりますので早速本題に入りたいと存じます。本日は基本計画の体系の見直しの二回目でございます。本日は分野が多くございまして、参加・協働、平和・人権、みどり、環境、街づくり、交通、防災・治安、こうした分野についてご報告を賜り、また前回と同様にご議論をするということでございます。尚、商工と文化の分野、当初今日まとめてと思っておりましたけれども分量的に多くございまして、前回もかなり議論をご遠慮願った所もでございます。是非、次回にまわして十分議論の時間を取りたいと存じます。それではペーパーに従いましてご説明を頂戴したいと存じます。宜しくお願致します。

### 2. 資料説明

**区民部長：** それでは参加・協働分野につきましてご説明を申し上げます。資料3-1をお取り出し願います。この参加・協働分野でございますけれども前期の基本計画におきましてはこの分野、主に第一章の新たな地域経営の方針の中で参加と協働のまちづくりに関する方針という形で掲げられておりました。この方針に掲げられました地域区民ひろば、或いは地域協議会というものが具体化をしまりましたので後期の基本計画では地域経営の方針から分野別計画に移行させまして、各施策の計画的な推進を図ってまいりたいと考えてございます。その為、資料の一枚目でございますように新たな計画分野と致しまして、最上段でございますけれども、「1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」と設けまして、「(1) 参加と協働の基盤づくり」、「(2) 地域力の再生」を新たに政策と致しまして施策の再編成をしようとするものでございます。またこれにともないまして、資料中ほどにございますけれども分野別計画の4番でございますが、これまで「多様なコミュニティがあるまち」という文言でございましたが、これを記載のように「多様性を尊重し合えるまち」へと改めるものでございます。さらに「外国人との共生」とありましたものを「多文化共生の推進」へと変更をさせて頂きたいと考えてございます。資料の2枚目をお開き頂きたいと存じます。上段の部分では、これまで「心ふれあうコミュニティの形成」に位置付けられておりました各施策につきまして新たな政策への移行についてお示しをしております。左側の方でございます。中段の部分には冒頭ご説明申し上げました通り前期の基

本計画におけます「参加と協働のまちづくりに関する方針」について記載を致してございます。三枚目をお願い致します。政策の「1-1参加と協働の基盤づくり」という部分の施策につきましては主に地域協議会の設置の推進、あるいは「②協働の仕組みづくり」ということでNPO等の支援、それから「③地域住民相互の交流促進」となっておりますが、これは主に地域区民ひろばに関することを掲げさせて頂いております。また次の「1-2地域力の再生」におきましては人材の育成、地域におけます課題解決力の向上を施策として掲げてございます。尚、一番下の方でございますけれども「多文化共生の推進」におきましては名称の変更等を行っておるものでございます。大変恐れ入りますが「資料3-8成果指標」をお取り出し頂きたいと存じます。1ページでございます。只今、ご説明を申し上げました政策の指標と致しまして「1-1参加と協働の基盤づくり」におきましては、これまで地域区民ひろばが順調に開設をしておりますので、こうしたものを引き続き指標とするのはふさわしくないということから、記載の三種類の指標としております。「地域区民ひろば運営協議会の委員数」、また「地域区民ひろば利用者数」、それから「協働事業の実施数」を、指標として設定致しまして「参加と協働の基盤づくり」におけます活動実態をお示し出来るように致したいと考えてございます。また2ページの「地域力再生」の指標でございませぬけれども、「町会・自治会加入率」でございませぬけれども、これは引き続き指標に据えておきたいと考えてございます。また「町会と地域区民ひろば運営協議会との協働事業」の数も新たに指標に加えて、地域での実際の課題への対応について把握したものをお示ししてまいりたいと考えてございます。3ページの「多文化共生の推進」でございませぬけれども、これは従来からの実際の指標を引き続き設定してまいりたいと考えてございます。大変雑駁でございませぬけれども私からの説明は以上でございませぬ。

**原田会長：** ありがとうございます。どこが一番変わったというところを一言だけでもう一回りプレイしてください。

**区民部長：** これ迄、方針としてかかっていたものを、具体的な政策に落としまして目標値等を設定しまして、この参加と協働の各施策を具体的に年次計画等で進めていくというのが最大の変更点と考えております。

**原田会長：** つまり指針を具体化したということですね

**区民部長：** はい。

**企画課長：** それでは続きまして資料番号3-2をお取り出し頂きたいと存じます。平和と人権分野についてご説明を申し上げます。

**総務部長：** それでは資料3-2をお取り出し頂きたいと存じます。地域づくりの方向では、「4多様性を尊重しあえるまち」、政策では「(2)平和と人権の尊重」、「(3)男女共同参画社会の実現」でございませぬ。次のページをお開き頂きたいと思っております。この分野で政策、施策を変更する大きな流れというのは特段ございませぬので変更はしてございませぬ。補完計画でございませぬけれども、現行の補完計画は左側に記載してありますように平成19年12月に策定したものでございませぬ。この計画は第二次の男女共同参画推進プランでございませぬ、第一次のものが右側に記載してある平成13年3月に策定したプランでございませぬ。これらのプランでございませぬけれども、男女共同参画社会基本法という所の区市町村に努力義務づけされている男女共同参画推進行動計

画の位置づけとなっております。まずこの第一次のプランを平成13年3月に作成した以降、社会的には急激な少子高齢化の進展、或いは経済の急速なグローバル化にともなう雇用形態の変化、価値観や生活における多様化等、策定当時に比べて大きく状況が変化をしてきました。それから平成15年に本区では豊島区男女共同参画推進条例というものを制定致しました。こう言ったことも含めまして、平成19年に策定したものが現行の第二次プラン、左側のものでございます。ただこの現行のプランも、計画期間が平成19年度から23年度の五カ年の計画でございまして、現在見直しの時期にあるわけでございます。それから加えて、いわゆるDV法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、この法律で区市町村に基本計画の策定が謳われておりますので、その計画を盛り込んだ内容で第三次プランを策定したいと考えておりまして、現在、附属機関であります豊島区男女共同推進会議で審議に入った所でございます。従いまして、次のページをお開き頂きたいのですが、施策の方向の説明文ですけれども、(3)の①、ここに配偶者等による暴力の根絶を目指す、ということを加筆致しました。そういうことで第三次のプランをこれから、策定したいと考えてございます。それから「資料3-8成果指標」でございまして、ページは3ページ・4ページでございますけれども、この成果指標については変更ございません。私からの説明は以上でございます。

**原田会長：** はいありがとうございました。では引き続きお願いします。

**土木部長：** それでは資料3-3をお取り出し願いたいと思います。「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の「(1)のみどりの創造と保全」の部分でございます。1枚お開き頂ましてカラー刷りのページでございます。政策、施策とも変更はございません。下の方に書いてございます補完計画のみどりと広場の基本計画ですが、平成13年3月に策定したものでございまして、本年を持って10年間の計画が終わることから、今年度全面改定をしている所でございます。次のページの修正案の所でございますけれども「みどりの拠点拡大」の中で文言の修正があるだけでございます。「資料3-8成果指標」の5ページをお開き頂きたいと思います。前期の所ではバツのついている所が成果指標の2と3でございまして、元々は「1緑被率」、「2一人あたりの公園緑地面積」、「3街路樹本数」という成果指標でございましたけれども、それぞれ変更をさせて頂いております。「緑被率」につきましては昨年度、5年に1度の航空写真を元にしての緑被率の算定を行っておりまして、当初目標の12.4%を維持するという目標が12.9%に増加してございまして、これを維持保全していくことで後期目標の目標値の変更をさせて頂いております。次の「一人あたりの公園緑地面積」でございまして、昨今豊島区の人口増がございまして、分母として人口を取りますとどうしても変動してしまうことから、今回は面積に変えさせて頂いております。後期目標値につきましては、現在18万7812㎡余で割合としては1.44%の所を2万9000㎡、1.61%に上げていこうとするものでございます。「3街路樹本数」でございまして、実はこれは、都道・国道・区道を合わせた数字で非常に解りづらいということで、今回は区道の部分を抜粋致しまして、国道・都道につきましてはカッコ書きにさせて頂いて、本数の目標を定めてございます。ご覧になって頂くとわかる通り、5年前から現在にかけて実は街路樹の本数が減ってございます。これは

枯れたということではなくて、この街路樹に面した所のお宅の建て替えがあって、駐車場などを設ける為に街路樹が邪魔になって車が通れないということの現象が一番多くなっております。また街路樹の植えられる道路の幅というのが4mの道路では到底植えられないことから、今回10m以上ある道路について試算をした結果、今後計画されております計画道路によりまして、区道については2230本、国・都につきましては3100本位迄いくのではなかろうかということになってございます。また実際に街路樹を植えられる所の割合と致しまして、東京都が倍增計画をやっております、本数が増えてございまして、目標値としては76%の達成率にしたいと考えている所でございます。私からの説明は以上でございます。

**原田会長：** この二つの政策はあまり大きく変わっているということはありませんでした。では続けてお願いします。

**清掃環境部長：** まず、「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の中の政策、「(2)環境の保全」と「(3)リサイクル・清掃事業の推進」でございます。1枚おめくり頂きます、現行体系と後期基本計画体系の比較でございます。政策の「環境の保全」でございますが、「②都市環境の保全」を「②低炭素地域社会の実現」と「③環境まちづくり」と2つに分割し施策を4つに見直したいと考えてございます。この下でございますが、政策「4-3リサイクル・清掃事業の推進」でございますが、施策の「①ごみ減量・リサイクルの推進」を、「①ごみ減量・3Rの推進」へ変更したいと考えてございます。まず政策「環境の保全」でございますが、本区の環境政策の分野において平成18年の現基本計画策定後の状況等の変化と申しますと、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まったことが挙げられます。豊島区でも平成20年を環境都市づくり元年と位置づけておりまして、環境政策の分野において大変大きな変化があった年でございます。まず3月に環境基本条例を制定致しまして、6月に第一期環境審議会を設置し、これは蟹江先生に会長をして頂いたわけですが、豊島区環境基本計画のあり方について諮問を致しました。また環境モデル都市への応募挑戦もこの年でございます。ここから本格的な環境先進都市を目指した様々な施策が動き出したわけでございます。環境基本計画でございますが、平成21年2月に答申を頂きまして3月に策定を致しました。計画期間は平成21年度から30年度までの10年間でございます。豊島区の目指すべき環境都市像として、環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密度都市を掲げてございます。この環境基本計画の施策の方向は、おめくり頂きます、3枚目の補完計画の左側でございます。この環境基本計画を踏まえて、4枚目の対比表にあります通り、文言を修正し、施策を見直しました。「②都市環境の保全」を「②低炭素地域社会の実現」と「③環境まちづくり」に分割するものでございます。まず、「②低炭素地域社会の実現」でございますが、化石燃料の使用軽減を図るということでは平成18年当時と問題の認識は変わってございませんが、現行の豊島区基本計画に掲げられている計画事業は2つございまして、1つが計画・普及啓発事業ともう1つが地域エコ推進事業でございます、どちらも啓発や教育に関するものでしかございませんでした。しかし先程申し上げた通り、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まり、マイナス6%を目指した具体的な策が求められるようになりまして、豊島区でも環境基本計画で具体的なCO2削減目標を掲げ

ました。具体的な施策としても平成19年度からエコ住宅普及促進事業をたちあげまして、一般家庭への高効率給湯器の導入支援を開始し、平成20年度からは太陽エネルギー機器導入加速化事業を立ち上げ、支援を開始してございます。以上のような状況の変化を踏まえまして、より具体的な施策の方向性を示す為に施策を「②低炭素地域社会の実現」と見直すものでございます。次に「③環境まちづくり」でございすが環境基本計画ではCO<sub>2</sub>削減とともにヒートアイランド対策を大きな課題として捉えてございます。現実に熱中症の増加など健康被害の増大、熱帯夜や真夏日などの増加、冷房需要の増加によるエネルギー使用量の増大、光化学スモッグ発生の増加などが指摘されてございます。今後は街づくりにヒートアイランド対策の視点を積極的に取り入れていくことは勿論、グリーンとしま再生プロジェクトに代表されるような区民、事業者、区が連携共同して地域力を活かす施策を展開する必要があります。この様な今後の施策の方向性を示す為に、新たに「③環境まちづくり」を施策として項目出しするものでございます。次に政策の「5-3リサイクル・清掃事業の推進」でございすが。本区のリサイクル・清掃事業の分野では平成19年9月に第3期リサイクル・清掃審議会を設置致しまして資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方について諮問致しました。翌年、平成20年10月に答申を頂きまして、この答申を踏まえまして平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定致しました。この一般廃棄物処理基本計画でございすが、平成21年度から35年度迄、15年間のリサイクル清掃事業の基本的事項を定めております。基本理念を、3Rを実現し、実践し、ゴミ半減に取り組むまち豊島、と致しましてゴミの発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル、の3Rを推進する施策の展開を掲げてございすが。具体的な実施施策と致しましてもリデュース・リユース運動の展開を掲げ、平成19年度の新規事業として使い捨て容器利用抑制推進事業、リユース食器活用事業、商店街容器包装利用抑制推進事業、生ゴミ処理機活用支援事業、エコライフ情報誌発行事業が予算化され、現在もこの事業が実施されてございすが。また平成20年10月から廃プラスチックサーマルリサイクルが区内全域で展開されまして更に3Rの必要性が高まってございすが。以上のような状況の変化を踏まえまして、4枚目の対比表にあります通り文言を修正し、施策の「ゴミ減量・リサイクルの推進」を「ゴミ減量・3Rの推進」と変更するものでございすが。続きまして資料3-8をお取り出してください。成果指標の6ページでございすが。「5-2環境の保全」の指標と致しまして「温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出量」、それと「道路や公園、街角などにポイ捨て等がなくきれいであると考えられる区民の割合」を掲げておりますがこれについては変更ございしません。7ページでございすが、「5-3リサイクル・清掃事業の推進」でございすが。指標として「ごみ量」と「資源回収量」を掲げてございすが、「2資源回収量」を「資源化率」に変更したいと考えてございすが。説明欄の2にあります通り、ごみ量の減少とともに資源量が近年、微減傾向にあることから新たな指標として「資源化率」を設定するものでございすが。資源化率というのは、分母にごみ量と資源回収量を足したものをとおいて頂き、分子に資源回収量をおいて頂いて排出される廃棄物のうち、どれ位が資源として回収されるかを示す値でございすが。一般廃棄物処理基本計画でも推進目標としてこの資源化率を使っておりますので、

今回、資源化率に変更させて頂きたいと考えてございます。私からの説明は以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。今日は、確実に1時間はディスカッションの時間を取りたいと思っております。宜しくお願いします。

**都市整備部長：** それでは資料3-5でございます。まずは体系の比較表、対比表でございますが、街づくり分野の6項目目、「人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち」の「(1) 魅力あるまちづくりの推進」と、「(2) 魅力ある都市居住の場づくり」に追加と修正がございます。次のページをご覧頂きたいと思えます。基本計画の後期体系案と現体系の比較表でございます。政策の中の「6-1 魅力あるまちづくりの推進」の④に「新庁舎整備と現庁舎地の活用による新たなまちづくり」を追加致します。これらは池袋副都心の魅力あるまちづくりの推進の為のリーディングプロジェクトとして期待されておりますので、後期の体系に新たに追加を致したいと存じます。また、「6-2 魅力ある副都心居住の場づくり」では住宅マスタープランの見直しにおきまして従前の文言等の整理をし、変更を考えるものでございます。次のページ、補完計画でございます。本区の都市計画マスタープランを平成12年に作成しておりますけれども、この中で特に池袋副都心エリアでのまちづくり方針につきましては平成22年の6月に池袋副都心整備ガイドプランということで策定を致しました。これは都市計画マスタープランが街づくりの上位計画でございますけれども、現在の街づくりの動向を踏まえまして池袋副都心のエリアでの地域主体、公民連携による街づくりの誘導、調整を行う指針として策定をしております。このことによりまして、後期の基本計画の体系に新たに修正等はないけれども、現在の重要な街づくりの動向、先程述べました政策の6-1の④の新庁舎等の整備等によりまして新たな街づくり動向として追加することに関係をしているものでございます。次のページをお願い致します。やはり同じく補完計画でございます。補完計画と致しまして、住宅マスタープランの策定を21年に行いましたので旧住宅マスタープランと比較してございます。この新たな住宅マスタープランの策定は住宅政策の根本となる新しい法律として18年の6月でございましたが住生活基本法が制定されております。この法律では少子高齢化の進展による人口減少社会を見据えて従来の住宅施策でありました住宅量の確保から住宅の質の向上へと目標が大きく転換されております。この転換によりまして東京都の住宅基本条例の改定や東京都の住宅マスタープランの全面改定がなされております。各区でも改定や見直しに取り組みまして、本区でも新たな法律の考え方に基きまして、東京都の動向等を踏まえ、住宅マスタープランを新たに見直し、策定したものでございます。それでは比較表でございます。左側の新たな住宅マスタープランの施策をご覧頂きたいと思えます。5つの施策を掲げてございます。まず1つめが、地域特性を踏まえた住まいづくりということでは本区の高密な地域特性を踏まえましてオープンスペースの創出をしてみたいと思えます。次に2点目でございますライフスタイルを大切にしたまちづくりでは(1)から(3)までございますけれども、(1)の単身世帯に対しましてでございますが、まずルームシェア型の賃貸契約等の検討をしてみたいと思えます。単身者のファミリー住宅で共同で生活をする、或いは地域コミュニティとの関係では単身者の希薄な地域活動に関する情報の提供をする等、また(2)で

ございますけれども子育て世帯の所では区民住宅に入居する子育て世帯への家賃支援等、それから(3)でございますが高齢者世帯では民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進を施策として充実させるという考え方等でございます。4点目、安心な住まいづくりの(3)をご覧頂きたいと思います。住宅セーフティネットの確保では、④で区営住宅の供給、⑦公営住宅から暴力団員排除の推進等がございます。5点目、良質な住宅ストックの形成ということでは(1)で安心な住まいづくりとして、⑤の中に健康に配慮した住宅の普及、6番目のユニバーサルデザインの普及、(3)賃貸マンションの適切な維持管理の項では、賃貸住宅における長期修繕計画の普及、それから(5)住宅ストックバランスの適正化という項では、「資料3-8成果指標」の8ページに記載をしておりますけれども、本区の住宅は30㎡未満が35.3%、それから50㎡以上が37.2%となっております。よりよい住宅の機能を確保する為には50㎡以上の住宅割合を50%程度迄に増やすという目標をマスタープランで立てておりますので、その確保には未だ届かないということがございますけれども、その割合のバランスは良くない状況でありますので、これらについて目標を掲げてその実現を図りたい所でございます。次に空き家・空き室の有効活用の促進ということでございますけれども、平成20年度の全住居戸数は概ね14万1000戸でございます。この内、居住されている戸数というのが11万4000戸でございます。一方、居住していない空き戸数というのは概ね2万1000戸を超えているような状況でございます、総戸数の約15%が空き戸数となっております。この空き戸数の有効活用を図る必要が出てきております。次のページをお願い致します。体系の比較表でございます。これまで、説明してまいりました内容を体系の比較表に記載したものでございます。左側の政策の(1)の④に先程申し上げました「新庁舎と現庁舎地活用による新たなまちづくり」を追加してございます。「(2)魅力ある都心居住の場づくり」では住宅マスタープランに基づきまして加筆と修正をしてございます。最後に「資料3-8成果指標」でございますが、8ページ、9ページに記載しております。記載内容につきましては只今述べました事象の記載となっておりますのでご説明は以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。2つ補完計画がありまして、前者の方はやっぱり新庁舎の方を反映している、後者の方は住宅マスタープランを反映したものという所でございます。では続いてお願いします。

**土木部長：** 「6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち」のうち「(3)交通体系の整備」でございます。1枚おめくり頂きまして、政策、施策については変更ございません。補完計画と致しまして平成18年6月に策定致しました、自転車等の利用と駐輪に関する総合計画が来年で折り返しの5年目になることから今年度はこの総合計画の見直しを実施している所でございます。3枚目の対比表でございますが、「②自転車・自動車対策の推進」の所につきまして現状について加筆してございます。これは当初は駅を中心にした放置自転車が多くございましたが、駐輪場の整備等によりまして、大分減ってまいりました。その一方で、買い物客などによる大型物販店などの周りの放置自転車が目立ってきていることから、その状況について変更させて頂いております。「③公共交通の整備」でございますが、当初はまだ地下鉄13号線が開通

してございませんでしたが、20年の6月14日に開通致しましたので、ここの文言を変えている所でございます。資料3-8、10ページをご覧ください。「6-3交通体系の整備」でございます。「1計画道路の整備率」でございますが、昨年度で58.2%になってございまして、22年度の目標と乖離があるように見受けられますが、実は本年度に環状6号線、山手通りと補助172号線、立教大学の南側に走る道路が完成致しますので達成状況を21年度で見ている為に遅れているような印象がございすけれども、計画道路についてはほぼ予定通り進んでいるものと考えてございます。「2放置自転車の台数」でございますが、前期目標として3490台ということで想定してございましたが、駐輪場を積極的に整備した結果、27年度の目標に迫る2116台という結果になってございます。これは、下の注意書きにございますように東京都の生活文化局によって毎年10月に一斉調査を行っておりまして、その結果で数字として表しているものでございます。先程の対比表でご説明申しあげました通り、駅利用の放置自転車から買い物などの放置自転車が増えているということを鑑みまして、更に駐輪場の整備を進めることによって、今後5年間には1000台程度迄引き下げることが出来るだろうということで、目標を上方修正した所でございます。私からの説明は以上でございます。

**原田会長：** では最後でございます。防災と治安をお願い致します。

**総務部長：** 資料3-7をお取り出し頂きたいと思えます。引き続きまして、「6人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち」のうち、政策の「(4)災害に強いまちづくりの推進」、「(5)安全・安心の確保」ということでございます。ページをおめくり頂きまして、ここでは現行の基本計画体系が右側にありますけれども、現行の政策「5-5身近な安心と安全の確保」という政策名を左側にありますように、「6-5安全・安心の確保」という表現に変更してございます。これは現在本区が取り組んでおりますセーフコミュニティの認証取得の取り組みと、表現も含めて整理したものでございまして、これまでの日常生活の身近な安全や安心の確保だけではなくて安全安心都市に向けた取り組みをしていこうとするものでございます。それからこのページの中段以降に、関連計画という表現で地域防災計画の体系を示しておりますけれども、他の分野ではここは補完計画という表現で各分野の個別計画が表現されているわけでございます。この地域防災計画を何故、関連計画という表現にしたかでございますけれども、この計画は災害対策基本法に基づいて豊島区防災会議が策定した計画でありまして、国の防災基本計画、都の地域防災計画と連動した計画であるという位置づけになってございます。この計画には災害等に対する予防計画的な内容も含まれておりますが、その中心は、いざ災害等がおきた時の国、都、区の役割、或いは区、区民、関係団体、関係者等の役割に基づく具体的な行動指針等が定められた計画になってございます。この計画は昭和38年に策定されまして、計画期間はなく、毎年必要な検討を加えて修正をしている計画でございます。このような計画であること、その内容が本区の目指す安全・安心都市の実現のための基幹的な計画にもなりますので、関連計画という表現で掲示をさせて頂きました。次のページをお開き頂きたいと思えます。施策の方向の説明文でございますけれども、冒頭、ご説明しました通り(5)の表現を変更し、また「①治安対策」の所も区内の犯罪発生状況等の状況を踏まえての表記にし

でございます。それから「資料3-8 成果指標」でございます。まず、11ページの「6-4 災害に強いまちづくりの推進」の所でございます。先程も説明がありましたけれども「住宅の耐震化率」を新たに追加致しました。これは平成21年3月に改正しました住宅マスタープランを受けて追加したものでございます。それから12ページ、「6-5 安全と安心の確保」の「2 犯罪発生件数」でございますけれども、21年度現在、前期目標9257件を大きく下回っておりますので、後期目標の8794件を6332件に修正をしました。これは平成17年の現状数値と21年度の数値との減少率、約19%強なんですけれども、その減少率を考慮致しまして21年度の数値をベースに後期目標値を想定したものでございます。それから「4 交通事故発生件数」も平成19年の道路交通法の大幅な改正で飲酒運転が厳罰化されたこと等も反映致しまして、記載の通りの前期の達成状況となりました。従いまして、それらのことも考慮致しまして21年度の958件をベースに後期目標を800件に修正したというところでございます。説明は以上でございます。

### 3. 議事

**原田会長：** ありがとうございます。今日は各政策の分野がかなり盛り沢山ではございますけれども、かなりコンパクトにご説明を頂戴致しました。大体1時間ちょっと位は議論の時間にまわすことが出来るかと存じます。ただひとつひとつとなりますとそれぞれの政策で修正点に大小がございますので、幾つかまとめながら議論をすすめてまいりたいと存じます。具体的に申しますと最初の「参加・協働」の分野と「平和・人権」が一まとまり、そして「みどり」と「環境」が一まとまり、そしてインフラものがありますが、「街づくり」と「交通」、こちらでまた一まとまり、最後に「防災」という4本立てで議論をしてまいりたいと思います。それではまず「参加・協働」と「平和・人権」、2つの分野でございます。それぞれご覧頂きたいと思いますが「参加・協働」はかなり施策が分割されて具体化されているというお話がございました。実際に「参加・協働」の3枚目をご覧頂きますと、変更内容でいろんな具体的な施策が書き込まれております。他方で「平和・人権」というのは平和や人権を志向しない自治体というのはあり得ませんので基本的な方針としては変わりが無いものの、今回、DV関係の記載が追加されたということでございます。ここで、蟹江先生がお越しになっていましたので、一言自己紹介をまずお願いします。一番最初に質問して下さっても構いません。

**蟹江委員：** 東工大の蟹江と申します。環境審議会の会長をしていました。宜しくお願いします。

**原田会長：** では早速議論に入ってまいりたいと存じます。如何でございましょうか。どなたからでも結構でございます。

**C委員：** 多文化共生の所で質問です。多文化共生の所を見ますと、男女共同参画や平和と人権の所はそこそこやってらっしゃるのはわかるのですが、多文化共生の所で「外国人との交流があると考えている区民の割合」を見ても4.3%と非常に低い状況になっておまして、一方で豊島区というのは、外国人が7.1%住んでらっしゃるということで、私も前に豊島区の委員をさせて頂いた時に地域の調査をしたのですが、アジア系の飲食店が非常に多いということで、それがあつた種の街の魅力にもなっているということがあつた訳です。中国人の大学の留学生等も池袋に行くといふと美味しい

中国人がやっているレストランがあって、割合値段も安いのでということを楽しみに食べに行っているみたいですし、そういうことを考えると、外国人がいるということがとても街の魅力につながるポテンシャルを持っていると思いますし、それから国際的にも文化多様性というのが非常に生物多様性と並んで非常に重要な発展のモーメントになるという議論も行われている所です。そういう観点からすると、具体的にこの多文化共生というのはどういうことをやっていらして、住んでらっしゃる外国人に関する調査等を行っていらっしゃるのか、そしてその文化多様性を活かした魅力的なまちづくりについての政策は何かお考えになってらっしゃるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

**企画課長：** 今、ご指摘のように外国人の方の文化をどのように活かしていくかということについては、次回、議論頂く文化分野、賑わい等に大きく関与してくるものであろうかと考えてございます。ここに掲げてございます多文化共生というのは、むしろ外国人の方が街で暮らした中で安全、或いは安心を感じながら暮らしていただける、或いは今後出てくるかもしれませんが、大規模な災害が発生した時にやはり日本人と同様の行政サービスを受けられる、或いは学校等でなかなか日本語を解さないという方に対してどのようなフォローが出来るか、そうした外国の方、以下記載してございますけれども身体の不具合或いは男女の別等によって区別されるのではなく、そういう方達が心置きなく暮らせるような社会を作っていくという観点から記載をされております。このような問題、非常に今後大きくなってございますので、次回以降に議論頂きます計画事業等の中で取り上げられていくのかと思っております。

**C委員：** 今のお答えなのですが、私は文化のことだけを申し上げたのではなくて、文化の前提に当然外国人の人権が保障されていたり、外国人がきちんと安心して暮らせたり、外国人の権利が守られている、或いは外国人が豊島区の社会に参加して生活出来るということが前提にあると思うのです。ところが、この成果指標で出てきている指標を見ると、「多文化共生の推進」では「地域で外国人との交流があると考えている区民の割合」がたったの4.3%しかないということです。これしか成果指標として出てないというのは一体どういうことなのかと質問申し上げたわけです。どういう施策をしていらして、外国人が豊島区で暮らしていて、果たして社会参加が出来たり、基本的な人権という点で保証されているのかどうか、或いは外国人の実態というものをどのように調査されてらっしゃるのかを、もう少し今度お聞きしたいと思います。

**文化商工部長：** 現時点で答えられる答えを申し上げます。多文化共生に関しては色々な施策が部局をまたいで行われておりますけれども、特に分かり易いのは、街の表示、例えば庁舎の中での案内板や表示板については、英語・中国語・韓国語での言語を使用している。それから区の施設名の表示でも英語・中国語に配慮していたり、区内全域の住居表示の案内板ではローマ字表記を区内全域対象で行っていたり、防災分野では広域避難案内板を英語表記で区内に設置していたり、交通対策分野でも放置自転車の保管所案内図や、放置禁止の案内図や表示板に配慮しております。当然、観光案内板の標識についても日本語・英語・中国語・ハングル語の表記をしていたり、観光マップでの英語のマップを発行していたり、広報分野でも広報のパンフレットについて英語・日本語等の発行をしてございます。また、外国人向けの資源分別回収パンフレットの発行な

どでございます。

**原田会長：** 大体理解出来ました。ということであれば、もう少し具体的に、もう少しポジティブに基本的人権や看板だけではなくて、それをやってくのであれば、それも書き、折角これだけ外国人が住んでいるのだからというような所がこう伝わるような総合計画の一番左側の文章にしてくださればと思います。もう少し具体的にちょっと書いてほしい、やっているのであればもっと打って出ましようということでございます。そういう修正を検討してくだされば幸いです。

**文化商工部長：** 検討をさせていただきます。今、申し上げた通り点のものが多いため、それを全体としてどう表現するかちょっと考え方を変えます。

**P委員：** 参加と協働におけるまちづくりの方針の体系の部分でございまして、3ページ目の施策の方向の3番目、「地域活動の活性化と連携の促進」の部分でございましてけれども、個人的な意見かもしれませんが、ここに書いてある言葉、大変具体性を求めてということで左の方への移行修正案ということだと思っておりますけれども、「ボランティア活動への関心を高め、地域活動の担い手や活動のリーダーシップをとるキーパーソンの育成を支援します。さらに、区民が自主的に取り組む多様な活動に対する中間支援機能を整備し、活動のネットワーク化を図ります。」という大変我々にとって聞きおよびの良い言葉といたしますか、そういった言葉が、左の「①地域活動の活性化と連携の促進」という形の中では地域協議会の設置という中で、具体的な組織体系の中に包括されるという話になるかと思うのですけれども、こう言った素敵な言葉を個人的な話も含めてですけれども残しておいて頂けるといいかというイメージがございます。

**原田会長：** 何かコメントはございますでしょうか。そういう方針で宜しくお願い致します。

**H委員：** 先程、多文化共生の件でお話があって、それについて反論ではないのですが、私が西池袋に住んでいるので、地元なのでよくお話を聞く機会がございまして、C委員におかれましては色々なお付き合いの中で、いいイメージとして捉えて池袋の文化だというように仰る方もあるのですが、他方ではやはり住んでらっしゃる方の中で、やはり非常に迷惑を受けていると、困っているのだというような話も聞こえて来ることもございます。ですから、そういった意味では共生をしていくということは非常に大事ではありますけれども、ことさらに外国人にしてもぬけすぎて日本人に、地元の人達にもないがしろにするようなことがあってはならない、これだけは申し上げたい。ただ今回議論することではなくて、次の文化の分野でもやるということなので、その時に少し話が出来かなと思っています。

**原田会長：** ありがとうございます。是非また改めて文化の所で議論をしたいと存じます。

**M委員：** C委員さんと関連しているのですが、体系表の中の分野別の対比表の中で、18年度の基本計画の「心ふれあうコミュニティの形成」の中に外国人を含めた多様な区民が共生・協働すると書いてあるのですが、共生ということについては、今、第2章の分野別の「多文化共生の推進」という所でカバー出来ると思いますけれども、協働という意味からいうと、自治推進基本条例というものがあると思うのですが、その中でも区民とはどういうものかという規定があったと思いますけれども、私はこの「参加と協働の基盤づくり」の中に、特に外国人という名称がやっぱり豊島区には必要じゃないかなと思います。これだけ外国人が特徴としていることには協働の中に

も外国人という人が含まれた方がいいのかなと私は思うのですけれども、施策の中にそういう言葉がないので如何でしょうか。

**区民部長：** 「参加と協働」における只今のご指摘、それから「多文化共生」との関連も含めて検討させて頂きたいと思います。

**原田会長：** どなたが主体なのかというのが、多様な方がいいし、その分多様であるが故に先程H委員からご指摘の色々な問題もあるわけでございますけれども、そうしたところが両方出るような文章に是非して頂ければと思います。

**I 委員：** 「協働の仕組みづくり」の所に、言葉としては新しい公共の実現を目指すとなっていますが、これについて、私は新しい公共という流れの中で民間に出来ることは民間に全部任せましょう、みたいなお任せになってはいけないのではないかと思います。実際に公共でやらなければいけない部分があって、でも民間とやった方がうまくいくという問題についてはやっていく、つまり、この名前の元に安上がりの実態を作るということだけはやめて頂きたいと思うのですが如何でしょうか。

**区民部長：** 現基本計画の中でも新たな公共という概念が示されておりまして、それを引き継いだ内容と考えております。ご指摘の点等も充分配慮して本来の目的に従った取組みが必要だと認識しています。

**原田会長：** 例えばこの文書で申しますと、区との協働というよりは区との責任ある協働といえますか、そういうような表現を検討していただければと思います。

では続きまして次の分野でございますが、「みどり」と「環境」分野について議論をしたいと存じます。こちらは例えば、「みどり」の方ですと具体的に挙げられているのは計画体系には変更がありませんし、実際に後期の基本計画の修正の文章についても公園面積が少ないという記載だけで非常に変更に乏しいが、これでいいのか、ということ。もう少し書け、いやいやこういうのは従来からやっているのだからこれでいいのだという議論がありうると思います。また、「環境」分野につきましても、現状を踏まえた表記も多くございますけれども、具体的にはヒートアイランド対策であるとか低炭素地域社会といったような言葉、新しい施策が盛り込まれて非常に具体的にしているという印象がございますし、リサイクルだったのが3R、これも本当に区民に聞いてみたい気がするのですが、何か別の表現に置き換えるという方が私は適切だと思います、という個人的な意見も含めて如何でございましょうか。

**L 委員：** グリーンとしまのキャンペーンの中で東京都の施策と区の施策というのがあると思うのですが、両方を拝見しますと色々な所にグリーンとしまの施策・項目が出ているのですが、そのへん豊島区ではこういった施策をというようなことを分けて考えることは出来るのでしょうか。

**清掃環境部長：** グリーンとしま再生プランの最初の年は、学校全校に対する植樹ということでやらせて頂きまして、今年は区の施設ということになります。来年は公園や、区道の街路樹を考えてございますが、やはり豊島区の中で都道・国道等ございますので、東京都はまた街路樹を増やすというような壮大な計画を持ってございますので、そういう所との連携をしていくということでございます。それからグリーンとしまについて東京都から補助金を10/10、全額補助金を貰っている事業でございまして、そういう意味では東京都の支援を受けながらそのような事業が出来ているという関係がござい

ます。

**L委員：** それはこの計画の中で、この中に入っているのは豊島区だけであり、そういった物もやはり加味して全体的にグリーンとしまの計画なり、環境の計画なりを考えることができるのではないのでしょうか。

**清掃環境部長：** 成果指標で緑比率などがございまして、樹木数も全てカウントしてございますので、そういう意味では環境についても東京都の施策や豊島区の施策に関わらず成果としては現れてくるものだと考えてございます。

**原田会長：** 典型的な緑比率というのは誰が植えたかとか、上から見てもわかりませんので、そういう意味では都や区の施策を包含した指標だと捉えることが出来るかなという気が致します。

**M委員：** 一人当たりの公園緑地面積を変えられたと思います。私なんかは人口の変動があるから逆に言うともよりわかりやすいのではないかなと思います。やっぱり人口が増えれば一人当たりの緑地は増えなきゃいけないわけですから、むしろそれを変えた理由がよくわからないですが如何でしょうか。

**土木部長：** 変動率がかなり激しいという部分があります。統計上では人口一人当たりの緑地公園面積という基準がございすけれども、都市部とやはり地方とでは大分差が出てきてまいります。豊島区の場合もご案内の通り23区の中で一番公園も少ないし、緑の量も少なく、現実にどれだけ植えられるのかということになるのですが、先程ご説明申しあげました通り、みどりと広場の基本計画は全面改定を目指して各種調査をやってございすけれども、その中で5000㎡以上あるような土地で公園に出来そうな所があるかどうかを調査致しました。そう致しますと、5000㎡あるのは例えば立教大学さんとか、そういう学校関係ぐらいで他の所では公園が出来る所はほとんどございせん。仮に5000㎡の住宅地で公園を作ろうと致しますと、土地を買って造成致しますと大体25億円かかります。現在10000㎡、1ha以上の公園を取得するのに際しては色々補助がある訳ですけれども、5000㎡程度であれば、そういう補助がございせんので、一般財源を投入しなければならないということから、面積として現状よりこれだけ増やすということで計画してございすけれども、どうしても一人当たりという、毎回出す度に変動してしまうため、一人当たりの面積が増えているか減っているかというのはわかりますけれども、豊島区内にある公園緑地が増えているか減っているかというのが非常にわからなくなってしまう。ですから法定上の統計などで出す時には一人当たりというのをその都度出すようになりますけれども、この目標値として見た場合には豊島区の区域が海に面しているわけではなく、区域の面積が増える減るといことはございせんので、それを基準にして増えているか減っているのかを見た方がわかりやすいということで今回ご提案申し上げた所でございす。

**原田会長：** なかなか、人口の変動というのがあって指標として使い辛いというのは理解が出来る所ですが、私にとっての木は何本、といえますか、酸素を吸って生きているものですから、是非この指標はどこかに、非常に分かりやすく、多分一番区民に訴える指標だと思いますので、この計画ではなくても何らかの形で是非活用してくださればと思います。それだけは是非宜しくお願い致します。

**E委員：** これは環境基本計画で吸収すべきことなのか、今回我々が議論している総合的な計画の中で議論するか判断がつかないということで、エクスキューズしてから申し上げます。ひとつに全体のエネルギー消費を管理していく、所謂、地域エネルギービジョンのようなものを策定していく杉並区のような事例が発生しているかと思えます。先程のお話では京都議定書の第一約束期間が始まったからというのは非常に大きな環境政策上の推進力になっているというお話があったというのを受けてのことなのですが、エネルギー消費に関する管理の枠組みのような物を、もし本気で必要だと考えるのであれば、やはり総合計画レベルで入れておかないといけないのではないか、というのが1点目であります。2点目ですが、今回大きな特色としてヒートアイランド対策等に積極的に取り組むという、ターゲットをはっきりさせていくという大きな特色が出てまいりました。具体的計画の手順等拝見しますと、端的にいうと規制系の政策手段が盛り込まれていないので、果たして計画する事業のみで、目標を達成しうるのかというのがどうもよくわからなくて、先程申しましたように環境基本計画という分野別計画の中でより具体的方法を吸収すべきかどうかまだ分からないのでありますが、現行の「資料3-4」の修正案を拝見しますと、この計画で大きな目標を達成しようとしているみたいで、その辺が今後の課題になるのではないかとということでございます。最後ですが、先程申しましたエネルギー関係の話の問題等も絡んでまいりますが、先程会長から3Rの話で、区民が理解出来ないのではないかとご指摘があったかと思うのですが、具体的に区として政策コントロール出来る範囲を考えますと、区が所管されている教育委員会の部局を含めて教育機関であったり、公共施設系の問題になってくると思いますが、そうやってまいりますと公共施設、学校を含めまして公共施設関係での広い意味でのエネルギーの消費管理だったり、そこでいう3Rに関する取り組みや、枝葉の部分に波及が発生してくるのではないかと考えた次第であり、ここはかなり区が自分たちの政策判断、裁量で大きく成果が上げられる領域なので、総合計画或いは分野別計画で施設の管理計画と合わせて政策手段を盛り込んでおいた方が、今ここで議論されている内容を実現に導けるのではないかと気がしています。以上3点です。

**清掃環境部長：** まずはエネルギー管理の問題ですけれども、特にこういう高密都市、豊島区のような所ですと低炭素社会、地域社会の実現といいますと、エネルギー管理ということが非常に大きいことだと思います。この3枚目の対比表の中で低炭素地域社会の実現の中に含まれていくのかなという所であります。具体的にどのようにやっていくかというのは個別の環境基本計画になるかと思えますが、豊島区の場合、非常に池袋の近くに、駅から10分以内の所に清掃工場がございまして、その排熱利用、まだまだ全部熱を使っておられませんので、それと地域冷暖房をどのように結び付けていくかというような課題も残っておりますので、そういう所はやっていきたいと思っております。それからヒートアイランドの所で規制系がないというお話はその通りでございます。補完計画の所を見て頂いて、「環境まちづくり」の所で、やはり啓発、みどりのカーテンなどそのようなものが目立つのでございますけれども、例えば8番の「あらゆる空間の緑化」ですとか、9番の「開発予定地区における環境配慮の実施」という所で、なかなか区のレベルで、規制というのは難しいのですけれども、建物の更新の時

にどういう建物にしたらいいかというような指針というようなものは区の方で示していけるかと思しますので、そのような施策は進めていきたいと考えてございます。それから区や教育委員会の内部のCO2削減やゴミ減量の問題ですけれども、これについては環境マネジメントということで、やはり、今年度新規事業でエコアクション21という環境マネジメントを使っていて、庁内をあげてCO2削減に取り組むという施策もござりますので、そちらの方を推進していきたいと考えてございます。

**B委員：** 2つ質問があって、基本的にご存知のことかもしれませんが、ひとつは後期基本計画の成果指標なのですが、例えば「環境の保全」を見ていくと矢印が後期の目標の所を書いてありますけれども、この意味がどういう意味なのか、というのを確認したいというのが1つです。それから前期目標の達成状況の所で、例えばもしこのまま外に出すとしたら11%減と書いてありますけれども、いつと比べて11%減なのか、そういうことが書いていないので、基準となる年も入れた方がいいのではないかなというのと、同じくその達成状況で、何トンと書いてあるのですが、達成目標は何%と書いてあるけれども達成状況の所は何%という形で示されていないため、わかりにくいので、何%と同じような目標に対応するような形で書かれた方がよりわかりやすいのではないかというのが一つ目です。もう1つは先程お話にあった3Rのことですけれども、私自身は3Rという言葉自体使うのはいいのではないかなと考えています。というのも一応この話というのは日本から出て世界でも使われ始めている言葉ではないかなと思います。OECDの指標でも3Rという言葉が出てきていますし、そういう意味では時代の先を行く意味で、載せた方がいいとは思いますが、ただやっぱりこれだけ載せたのでは、何を言っているのか分からない所があると思いますので、リデュース、リユース、リサイクルという所がありますけれども、何をリデュースするのかがはっきりしていない所もあるかと思しますので、もう少し分かり易く説明して頂ければ、この言葉を使っていた方がいいのではないかというのが私の意見です。

**原田会長：** 2点ご指摘ございましたけれども、1点目の矢印はおそらく少しでも増やすという意味なのだろうと思いますが、前期達成状況が、一方でトンしか書いてない、パーセンテージがないであるとか、こうした所或いは起点がどこかというのは是非指標をお示しになる時に、細かくなるので恐縮でございますが、記載を是非お願いをしたいと思えます。

**C委員：** 瑣末なことかもしれませんが、いつもこの委員会に来るのにJR池袋駅で降りてここ迄歩いて来ると、あまり快適に歩く気分がしない、池袋というのは途中下車したくない駅のひとつなのですが、それは異様にネオンサインが多いし、それからそのお店から流れてくる騒音がすごい。そういうのは規制のしようがないのかもしれませんが、ネオンサインがやっぱり作りだしている二酸化炭素もすごい量だと思いますし、騒音のことも計画の中でも触れてらっしゃるのですが、道路工事とかの騒音や、飛行機の騒音などそういうことではなくて、街の中でのお店がガンガン宣伝することによる騒音みたいなものも、何とかならないでしょうか。何か非常に街の快適さに関わると思うのです。

**清掃環境部長：** まずネオンサインの方はなかなか難しいのですが、騒音の方は東京都の環境確保条

例で地域騒音の規制が決まっております、苦情があった場合は測ってご注意を申し上げるのですけれども、その規制に値しないような時は本当に店の良識にお任せするしかございませんので、粘り強くお話をしていくということしかないのかなと思っております。

**原田会長：** 何とかこう適度に暗い街づくりとういうとどっと落ち込みますけども、何と表現したらいいのかわかりませんが、やっぱり夜は真っ暗になる方が自然だと思います。何らかの記載なりスローガンだけでもお考え頂くとか、少しご配慮くだされば幸いです。では3点目、3領域目でございます。今度はインフラ系でございますが、「街づくり」と「交通」の分野でございます。まず「街づくり」の方から見てまいりますと、計画の体系で、かなり文言を含めた変更がございます。これは2つのプラン、副都心整備ガイドプランと住宅マスタープランを受けてのことであります。しかしながら実際の修正の文言と致しましては、前者即ち副都心整備という観点で申しますと新庁舎整備がメインで、住宅マスタープランの方はかなり具体的な所が入っているというような変更の内容でございます。もう1点の「交通」の方は、体系としても少なくともございまして、放置自転車もかなり減ってきたということがございまして、あまりこう大きく変更はないのですが、それはこれまでの方針がかなり成果を結んでいて引き続き達成をしたいということの表れでもあるかなという気が致します。実際先程、買い物客の云々と話がございましたけど、もしそれであれば、そうした単なる駅前だけではないというような文言を是非どこかに盛り込んで頂ければと思います。私の意見はそれ位に致しまして、如何でございましょう。

**L委員：** 池袋副都心整備ガイドプランの中で、私は西池袋に住んでおりますが、エリア別まちづくり方針の中で、新庁舎が出来るということで東池袋エリアが挙げられているが、何故ここで西池袋エリアというのが抜けているのだろうか。勿論地区別のまちづくりの方針の中には入っていますが、西池袋地区は評価が低くなってしまうのでしょうか？

**都市整備部長：** 先程、説明をさせて頂いた内容では、まず都市計画マスタープランの中で、今回池袋副都心のエリアにつきまして指針を作ったということでございます。ほぼ都市計画マスタープランで全体的な要素につきましては網羅されているということで今回追加を致した分を除いて、変更等はないというようなことでございます。このガイドプランの中では、実は副都心エリアというのは、西口のエリアは若干狭まうございます。それから東口等については副都心エリアといわれるエリア、これは東京都が決めているわけですが、エリアがぐっと広がっています。ここでいう東池袋エリアというのは造幣局等を中心と致しましたエリアのことを言うておまして、関連する新庁舎、それから跡地の関係もございまして、その辺の中心の所のエリアのまちづくりのことを書いてあるということでございます。西口については、環六から手前あたりが若干のびておりますけれども、面的にそういう広がりをもっていないというようなことございまして、本区の街づくりによってはそういったエリア等が副都心としてのエリアとして、誰もが考えられるエリアに拡大をするという可能性はあるわけですが、今現在ではそのようなことでは範囲が東口側の方にエリアとしては寄っているという状況でございます。

**原田会長：** あの私もここだけは一瞬だけ利害関係者になるわけですが、是非ここで言わなくても、西側も文化の地域なのだ、高い建物も私は個人的にはいらないので、べたっとした街でもいいので、やっぱり西池袋に来ると少し文化の香りがするなあと謳ってくださると幸いです。他には如何でしょうか。

**P委員：** 放置自転車対策の委員をしておりますので、その部分について2点程伺いたいと思います。あくまで放置自転車という中に、放置のバイクは入ってないのかとは思いますが、やはり最近、バイクも駐輪場が足りなくてバイクの放置というのが大変目立っております。自転車3台分位はバイクで取られてしまいますし、一番簡単なのが原動機付き自転車といわれる50CCのバイクでございますが、これは撤去するに關しても非常に大変でございます。その辺のことをもう少し盛り込んで頂かないと少し残念かなという感じが致します。非常にちょい乗りという感じの中でバイクが増えてきていますので、そういう意味では宜しくお願ひしたいなというのが1点目でございます。それから2年前だったと思えますけれども、レンタサイクルの見直しということで、目白と池袋でやっていたレンタサイクルを中止にしております、この中にはレンタサイクルシステム活用検討ということで他の交通手段への移行という形の中で捉えているようですけれども、レンタサイクルシステムということは非常に今海外など他の地域でも大変に見直されつつある内容でございますので、宣伝効果等も含めて、もう一度再考の余地があると思えますので何らかの形の中で含めて記載表記して頂けることがうれしいなと思っております。以上2点です。

**土木部長：** 総合計画の中間見直しを今やっております、P委員も委員でございますので、補完計画であり、こちらと連動してまいりますのでそちらのほうでも是非宜しくお願ひしたいと思います。現在の所一番頭を痛めているのは、P委員が仰った通り大型のバイクが役所の周辺、特に役所の前にもう1か月位置されているというようなものもあります。これはやはり問題は大きいということで、ただ、持ち上げられないくらい重いのです。何で持っていけないのだろうと思うくらい高そうなバイクが放置されたりしております。その辺も現状認識してございますので、中間見直しの中で再度検討させて頂きたいと思えます。

**原田会長：** 実際にこの原動機付き自転車、原付と言いますが、自動車ではなくて原付というのは原動機付き自転車ですよ。ここでいう自転車にはその自転車には入っていない訳ですよ。

**土木部長：** 入ってございます。50CCを超えるものは、二輪車、自動二輪車という扱いです。ただ道路交通法では両方とも車両でございます。

**原田会長：** 多分世の中の人はいずれが自転車ではなくバイクだと思っている人が大半です。例えば、あれは自転車でも、世の中ではバイクなのでわかりやすく表記をお願いします。是非何らかのその文言の修正を検討していただければと思えます。他には如何でございましょうか。

**G委員：** 住宅の住まいづくりの所ですが、体系比較表の「安心居住の仕組みづくり」から「安心な住まいづくり」という表現になっているもので、言葉としては少し温かみがあったのかなと思えますが、住宅マスタープランをやる時に私も委員の一人だったので、内容的にはよく存じあげているのですけれども、この時に住宅マスタープランの

中であまり取り上げられてこなかった考え方が、実は9月になって東京都から高齢者の居住安定確保プランという形で出てきまして、住宅施策と福祉施策の連携や融合などそういう形の考え方を今後やって、ケア付き住宅とかそういう住宅を増やしていこうという方向性が、このマスタープランの後に示されたというのが1つあるのですが、細かいマスタープランの補完計画の中を見ますと、ライフスタイルの高齢者の中にそれが入るのか、福祉と連携した住宅の中にはどちらかというところと障害者の方の施策が並べられているのですけれども、豊島区としてはどのように考えていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

**都市整備部長：** 確かにご指摘の通りマスタープランを策定している中で、G委員からご指摘頂きました内容については明確に出されているわけではございませんでした。新たな施策について、その当時からケア付き住宅等の考え方というのは少し出てきていたわけですが、これらについて福祉部門と連携を取るという重要性というのは充分認識致しております。これらについては、住宅課をやはり福祉の部門に移管をして、連携をした方がいいのではないかという議論迄させて頂いておりますけれども、なかなか今現在の住宅課の抱えている内容と福祉部門が抱えている内容とのうまい連携のありかたについて進んでおりませんので、こういったことについて現在調整に入っております。これらについてはマスタープランでは明確に謳っておりませんが、マスタープランの中での進行管理という部分がございます、年に1度必ず状況を把握して報告をして、マスタープランの進行状況について管理をしながら公表するというようになっております。新しい事象等についてもそういった部分の中で変更出来るものについては追加をして、新たに考えたいということで捉えておりますので、新しい事象の部分だということで捉えまして、今現在検討を加えておりますけれども、今後とも引き続き検討を加え、マスタープランの中にそういったことを活かしながら、マスタープランにない部分でも新しい事象については適応出来るような考え方で住宅対策に取り組みたいと思っております。

**G委員：** 丁寧にご答弁頂いたのでよくわかりました。東京都も9月、今月いきなりこのプランを発表したのですけれども、細かい補助金の要項など、そういうのは全く示されていないのですね。だから今後細かくつまってくるのかなと思いますので、是非また新たな視点という意味で加えて頂く機会があればなと思いました。

**原田会長：** おそらく今のご質問と答えというのは後期の基本計画の体系案で言うと、「安心な住まいづくり」の中の福祉と連携した住宅を確保していきますという所につながるのかと思うのですが、福祉と連携した住宅を確保するというのはあまり日本語としてこなれていないような気が致します。福祉の視点から質の高いということなのだろうと思いますけれども、是非そうしたトーンが伝わるようにしていただければと思います。

**I委員：** 今回新庁舎整備についてはどこに入ってくるのだろうと思ったら、「魅力あるまちづくりの推進」という所の中の一つに入っております。私が特に問題だと思うのは、新庁舎建設自体が池袋副都心発展のリーディングプロジェクトだということです。先程お話がありましたように東側はどんどん高い建物を建て、人を呼び寄せる街づくりをする、まさにそういう所が明確に出てしまっているのではないかと思います。西側の方も、会長が先程仰ったように、文化馨るという感じで高い建物はいらぬのではな

いか、東側だってそんな高い建物ばかり建ってしまったらどうなるのだと思ひまして、こういう位置づけの庁舎は如何なものかと思っております。それからもうひとつ、最初の日に説明がありましたように、ここでは分譲の450戸のマンションと一緒に作られるわけですけれども、先程お話がありましたけれども、住宅は何万個か空いているのだという話がありました。そういう中で本当にそういう建物が作られて本当にそこに人が入っていくのだろうか、私はそういう点でちょっと整合性がない点があるのではないかと思うのですがどうでしょうか。特に区民の方は安い公営住宅を結構望んでいるのですけれども、分譲マンションがいくらになるか分かりませんが、6000万・7000万という高級住宅が出来るのが本当に区民にとって良いことなのかという点では大変疑問がありますのでお答え頂ければと思います。

**都市整備部長：** まず今回の新庁舎につきまして、そうなりますとここは跡地になるわけですので、豊島区の池袋副都心につきましては、やはり今後魅力ある開発等が展開されると踏んでおります。これらについては街の魅力を高める要素が非常に高いということで、リーディングプロジェクトというような説明をさせて頂きました。これらについては様々な考え方があるということで理解をしておりますけれども、基本的な街づくりの観点をみますと、そういう動向の中で④を付け加えさせて頂きました。それから住宅戸数等についてですが、空き家なり空き戸数が多いということでお話をさせて頂きましたことと、新たな分譲マンション等の関係でございまして、今回の庁舎の所の分譲マンションだけではなくて通常に分譲マンションというのが出てまいります。これについては、まずストックの方では、やはりストックはあるのだけれども中の設備等が悪くて、バリアフリー等がなっていないというようなことがございまして、これらについては必要な措置をとりますと十分にまだ使えるような建物が何%かはあるのではないかと、住宅対策の中では今、空き家なり空き戸数になっている部分については有効な活用方法を考えるべきである。これは住生活基本法でも住宅ストックの活用ということでは同じような考え方で謳っております。それから分譲マンションにつきましては、やはり魅力ある都市の中にそういうような住まいを新たに求めてというような区民活動というものがございまして、住民の活動がございまして、そういったことではやはりその必要性があつて、その魅力ある池袋副都心にそれなりの住民等を引っ越ししてきて頂けるというような容量があるということでございます。これらについては、既存ストックと新たな分譲マンションとの差の考え方というのはそういった所に出てくるのではないかなと思います。豊島区としては住宅対策では既存ストックを今後うまく活用する部分と新たな住民を迎え入れる街づくりをすることでは、それなりの街づくりの方針がありまして、それが総合的な街づくり方針だということだと思います。

**I 委員：** 最後の方で、新たな住民を呼び込むという所では、今の流れの話でいきますとそういう高級住宅とか分譲住宅を買えるような資力のある人を取り込む、という感覚になる。逆に言えばお金がなくて、お金が段々なくなって、高齢になって家賃が高いからという人たちは事実上出ていくということになってしまつては、区政の方向として間違っているのではないかと、ということだけ指摘しておきます。

**B 委員：** 先程出てきたレンタサイクルの話にしろ、自転車の駐輪場の整備の話にしろ、環境

庁舎、LRTなど全てこういう話というのは低炭素社会実現という所と関係していると思うのですね。逆に言えば低炭素社会実現というのは他の施策の中にも食い込んでいくというのが大きな特徴だと思いますので、その辺の所を先程の低炭素社会の所でちょっと触れて頂くか、或いは何かしらの形でそこに書いてあることではなくて色々な所でやっているのだということに触れて頂くと良いのではないかという感じがします。

**原田会長：** 是非ここで書いたからここを見るというよりは、ここでも書いているしあそこでも書いているというような記載、可能な限りしていただければと思います。

**P委員：** マンション問題なのですけれども、マンション問題の委員もやっておりますが、先程から高いマンション、所謂、超高層マンションでございますが、私は空中住民と言っておりますけれども、池袋には空中住民沢山あります。何千何万という戸数がこれからもどんどん供給されていくでしょうし、高いものが嫌いだといっても、この池袋の街の中ではこれだけ土地が高い、高密度という話もずっと出ていますけれども、今後も展開されていくことだと思います。しかも私もマンションの理事長とかを自身もやっておりますけれども、1つのマンションで600戸・700戸という1つの街なのです。その中でコミュニティが形成されているかどうか、それからそういった新しいマンションなのですけれども、バリアフリー問題や、ペットは可能なのですがペット問題、アレルギー問題など色々な問題を抱えています。超高層になればなる程、災害問題なども沢山増えていますので、そういった空中住民、所謂、超高層マンションに対するこれらの施策ということも、今ここにあるマンション問題も含まれますと、今年からでしたか、マンション課を設置して頂いて、区の方も大変積極的にということで意欲は充分わかっているのですけれども、分譲マンションの実態把握など、昔からやっているような形の中での施策展開がまだまだという気が致しますので、超高層マンション等の問題にも今後の将来性を見込んで今一步踏み込んだ記載をして頂けると嬉しいなと思います。

**原田会長：** 是非空に住んでいる方々に何か配慮するような方法があればと思います。実際にもうマンションがある訳で、やっぱりそこに住んでいる方々もあそこだけでコミュニティを作ってもらっちゃというのは確かにそうだと思いますが、是非何らかの記載の検討をお願いしたいと思います。

では段々時間が迫ってまいりましたが「防災・治安」についてご議論頂きます。政策の名前が変更されているということでございまして、具体的な修正案、計画の文言としての修正案と致しましては、ボランティア団体との協働、地域の防災行動力の向上を図る、或いは治安について少し具体的な記載が出されたということでございます。極端に大きな変更というのはございませぬけれども、既存の基本計画の延長線上で計画を更に充実させていく所がいくつかあるということでございます。具体的な指標の所でも出てまいりましたが、犯罪の発生件数などそうした所についても引き続き指標としては掲げられている所でございます。これらの件、如何でございましょうか。

**I委員：** 先程公園の所で話そうかと思ったのですが、災害という点では実は公園というのも避難場所という意味や空地ということで大事であり、これは増やしていかないといけないし、そういう意味では私も実は区民一人あたりというこの指標も大事にし、全体

に広げていかないといけないと思う。先程の話、どんどんもっと人が増える、呼び込んでいくのだという街づくりを区はやるとすれば、空地などそういう場所は避難する場所や場合によって仮設住宅を作ったりする場所としても重要だと思いますが、そういう点での仮設住宅の建設場所、そういう場所としての確保は一体どのようになっているのでしょうかというのが一つです。それから先程言ったように、人が集まる街づくりだと来街者もいっぱいくるわけですから、これについては、区はどんどん呼び込むというようなことで、これはやっぱりそれなりのきちっとした対応をやらなきゃいけないくて、東京都がやることだという訳にはいかないと思うのですが、それについてはどのように考えているのでしょうか

**総務部長：** まずは仮設住宅の確保についてですが、13km<sup>2</sup>の豊島区でございますので、なかなかそういった空地というものがないのですけれども、色々な施策を展開する中で可能な限り確保していくということで、今度、旧長崎中学校を防災公園ということで整備を致しまして、いざという時にはそこに仮設テント・住宅等をどれだけ出来るかは別としまして、一定の確保を図るということで進めております。それから来街者の対策でございますけれども、3ページ目の①にある駅周辺混乱防止対策ということを一昨年にはじめまして、マグニチュード7.3程度の地震がきますと池袋駅周辺だけでも16万人の滞留者、その内の85000人程度が帰宅困難者ということが想定されておりまして、来街者も含めてそういった方々の安全安心をいかに確保し、そしてスムーズに帰宅して頂く、或いはスムーズに規制ができる、ということをやっております。今年もまた11月に訓練をしますけれども、そういったことを通して、来街者の皆さんへの安全確保を図っていきたくて考えてございます。

**原田会長：** 具体的に申しますと私も池袋を毎日利用しているのですが全国で2番目の乗降客数がある訳ですよ。具体的に、混乱防止対策というのはどんなイメージでつかまえられるのでしょうか。

**総務部長：** 池袋駅1日の乗降客数は約262万人ということで、そして滞留者、帰宅困難者は先程申し上げました数字なのですけれども、いざ何か発生した時の避難誘導をどのようにしていくかということです。地下コンコースもありますし、地上部のデパート等もあり、鉄道などの事業者もあり、行政だけだと限界がありますので、それぞれの各事業者が同じ共通の認識に立って、どう自分達は行動し、どうお客さんを安全に確保するかというようなことをシュミレーションしながら、実際の訓練をしているわけでございます。もう1つは今この災害の状況が区内でどういう状況になっているのか、或いは帰宅困難者の方々に対しても、近辺の或る地域、或る都市がどういう状況になっているのか、帰れるのか帰れないのか、そういった情報を的確にスムーズに提供するにはどういう方法があるか、ということ今年訓練は中心にやるのですけれども、そういったことを通しながら、この地域の事業者、利用者、区民の皆さんが一体となって共通認識に立って、色々な訓練をし、来街者の方々の安全確保をするということです。

**都市整備部長：** 先程、私の答弁の中で若干誤解を招いたのかと思いますので、もう一度だけお話をさせていただきます。まず豊島区が誰でも彼でも何でもかんでも人を呼び込む為に住宅を作っている訳ではございません。旺盛な建築動向というのはそのひとつの敷地単位、も

しくは合築をするなり、広い範囲での面的な整備を致しますとそこには建築が出来るということが担保されます。それは今現在の法律でそのようになっているわけでございますので、そこでの用途というのは、用途規制以外の用途は出来ませんけれども、例えば住宅等は殆どの地域で出来るわけでございます。そういった所ではやはり住宅を建築する計画をするというような現実的な動向があるわけでございますので、そのスペースには600戸・700戸等、大規模の住宅等が出来る可能性がまだまだあります。そこにはやはり新たな住民が来る場合もありますし、豊島区内で移住をする、住所を移すという意味でございますけれども、そういう方々もいらっしゃる訳でございますので、これについては、そういう観点での呼び込みがあるということでございます。それからもうひとつ、来街者に対しまして、やはり魅力ある街というのは人が交流致しませんと街は衰退を致します。これは明らかでございます。そういった意味では、やはりそこにもう一度行きたい、あそこに行ってみたいと思うような魅力ある街づくりについて私どもは取り組んでいるということでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

**C委員：** 二つ程質問なのですが、犯罪件数が非常に多いということで、これもちょっとは減っていますという記述なのですが、何故犯罪件数が多いのかという原因についてどのように把握していらっしゃるのかというのが一つ質問です。それからもう1つは災害時なのですが、やはり体が不自由であったり、高齢であったり、子供達など災害に対する弱者に対する配慮についてはどのように施策として考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

**総務部長：** まず犯罪発生件数が何故多いのか、どのように考えているのか分析しているのかということについてですが、池袋駅を中心に500m円を書きますと、面積は豊島区の僅か6%、区内で発生する犯罪等の4割を占めているのです。262万人の人達の乗降客数、或いは色々な地方からの来街者の方、そして企業があり、繁華街があり、そして商店があり、デパート等大規模店があります。非常に或る意味、マンションも含めて犯罪がしやすいといえますか、ちょっと言葉に語弊がありますが、こういった環境が他の街と違ってある。これはですから池袋からみて新宿も渋谷もそうだと思いますが、そういうことに対してこの地域のこういった犯罪減少に向けて地域の皆さんが、街の皆さんが一生懸命取り組んで頂いております。その結果、この数字のように大分、減ってきておりますけれども、行政も街の皆さんと一体となって更にこの減少に取り組んでいきたいと考えてございます。それから災害時の要援護者の支援ということですが、まさしくその通りの課題がありまして、特に高齢者・障害者の方々のいざという時に誰がどのように支援するのかということで、各自治体の非常に大きな課題です。本来我々がもっている情報を支援する側の皆さんに色々と提供するという方法もあるのですが、特にプライバシーの問題、個人情報の問題がありまして、なかなか簡単ではない。豊島区ではそういった方々に、いざという時に私の所に来てくださいというような手上げ方式で募集をやっているのですが、なかなか手が止まっている。そういうことで非常にこのへんは頭の痛い所でございます。しかしセーフコミュニティの認証取得にこれから取り組もうとしている中で、こういった形でこういった方法を取れば、こういった要援護者の方々に、いざという時に我々がす

ぐ支援に駆け付けられるのか、どういうネットワークを作ればそういうことが可能なかを模索中ですので、近い内に一定の結論を出したいと考えてございます。

**原田会長：** 犯罪が減ったというのは、良かったねとついつい思って思考を停止してしまうのですが、何が効果があったのか、或いはあまり効果がなかったのだけ他の要因で減ったなど豊島区は豊島区なりの分析に基づいて次の策を是非講じて頂きたいと思えます。何となく良くなっていると安心してしまいがちで思考停止しないような内容をお考えくださればと思います。如何でしょうか。前から申し上げておりますけれども、発言を後で思いついたということがもしありましたら是非あらためて事務局までこういう質問をしたいのだけとということでご連絡くださると幸いです。ではやや早いのですが今日は大体予定しておりました所全て一応ざっと見ることができました。残り、2分野ございますけれども、そうした案内を含めて事務局から次回のご案内をと思えます。

**企画課長：** 本日は第3回目の審議会ということでございますが、前回第2回の審議会の会議録につきましては次回のご案内をお送りする際に皆さんのお手元にお送り致しますのでその際にご確認を頂きたいと存じます。次回は第4回ということでございますがこれにつきましては予定通り10月1日に開催をさせて頂きたいと存じます。宜しく願いを致します。その次の第5回、一か月以上先になりますけれども、当初ご案内致しました予定案では10月22日を予定してございましたが、10月25日の月曜日に開催をさせて頂きたいと考えてございます。これは改めましてご案内を申しあげます、宜しく願いを致します。本日も既に1階の出入り口が閉まってございますのでお帰り頂く際には地下1階までお降り頂いて、夜間用の出口からお帰りを頂きたいと存じます。また審議会の資料等、大分重くなってございます。机の上に置いていって頂ければ私どもの方で次回迄、お預かりを致します。宜しく願い致します。本日はありがとうございました。

**原田会長：** 1点だけ質問をさせていただきます。次回はこの2つ残った、商工の分野と文化の分野について今回と同様の審議をするということで、残りの部分についてはどういった審議になりましょうか。

**企画課長：** 第1回目の際に今後の審議のスケジュール案ということでご案内をさせて頂いてございます。改めて触れさせて頂きます。この段階で次回、文化・賑わい等お話を頂いて新しい基本計画の体系についてのご審議はそこ迄ということでございます。その後、10月1日に総合部分の話をさせて頂いて、その後、事業量、計画事業のお話をして頂くのですが、10月1日には残りの文化・賑わいのお話の後に、将来一体豊島区がどうなるのだろうか、というような資料をこちらの方でご用意させて頂きます。まず人口がこの後どのように推移するのだろうか、或いは豊島区の財政状況は今後どうなるのだろうか、或いはそうした行政サービスを支える職員というのは今後どういう形になるのだろうか、というようなことをご案内させて頂いて、その後、後期5年の事業量等をご判断頂く、参考にして頂くという形の資料をご案内させて頂きたいと考えてございます。

**原田会長：** そういう意味では残った所と豊島区の現状みたいなお話を次回は伺えるということでございますね。ではそういうことで次回は会議の内容を用意したいと存じます。本

日は本当に活発なご議論頂きましてありがとうございました。第3回の基本構想審議会についてはこれにて終了ということでございます。皆さんご苦労様でした。ありがとうございました。

<p>会議の結果</p>	<p>(1) 継続審議  (2) 次回日程は10月1日とし、事務局よりあらためて通知する。  (3) 第5回審議会日程について、10月22日(金)から10月25日(月)に変更する。</p>
<p>提出された資料等</p>	<p><b>【配布資料】</b>  2-1 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(参加・協働分野)  2-2 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(平和・人権分野)  2-3 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(みどり分野)  2-4 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(環境分野)  2-5 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(街づくり分野)  2-6 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(交通分野)  2-7 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(防災・治安分野)  2-8 後期基本計画成果指標(案)</p>